

外為法に基づく特殊輸入割当申請書類における「押印の廃止」について

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月 17 日閣議決定)を踏まえ、**特殊輸入割当ての申請書類のうち下記の書類について、「申請者の押印」欄を廃止しました(申請書類への押印を妨げるものではありません。)**。なお、当面の間旧様式による申請も受理します。

記

(1) 輸入(承認・割当)申請書(輸入貿易管理規則(別表第1))

新様式は[こちら](#)。

(2) 各種の輸出入注意事項で定める様式

様式名	様式規定箇所
・申請理由書	・注1の別紙1
・包括契約に係る届出書	・注1の別紙2
・原本証明書	・注2の別紙参考様式1

(注1) 特殊事由による貨物の輸入について(輸入注意事項 55 第 99 号(55.12.11))

(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yunyu/20190228_tsutatsu_tokushuziyu.pdf)

(注2) 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(輸出注意事項 12 第 15 号・輸入注意事項 12 第 8 号)

(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yushutsu/tsutatsu_naccs_unyo.pdf)

なお、水産庁が確認した書類の申請書類における押印については、[こちら](#)をご覧ください。

- 問合せ先: 水産庁加工流通課水産物貿易対策室輸入担当(TEL: 03-3502-4190)

<問合せ先>

経済産業省貿易経済協力局

○農水産室

TEL: 03-3501-0532